

人権条例 前文比較

資料 3

R8.10.20

No.	項目	京都府		井手町		綾部市		南丹市		亀岡市	
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例		井手町人権尊重のまちづくり条例		綾部市人権尊重のまちづくり条例		南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例		亀岡市人権尊重推進条例	
		(R7.4.1施行)	(順)	(R8.4.1施行)	(順)	(R4.4.1施行)	(順)	(R4.1.1施行)	(順)	(R6.4.1施行)	(順)
1	憲法・国際法規等における人権の位置付け	日本国憲法においては、国民が全ての基本的人権の享有を妨げられないものとされ、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障するとともに、国民は不断的努力によって憲法で保障される自由及び権利を保持しなければならない、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うことを定めている。	1	「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。	1	全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理である。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。	1	人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。人間らしく、自分らしく生きていくためには、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、人権が尊重されることにより、誰ひとり取り残されることがない社会の実現に向けて主体的に行動していくことが必要です。	1	人権とは、全ての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の 不断的努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。	1
2	国の法整備	我が国においては、この憲法の下に、国際的な人権に関する諸条約等にものっとり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたところであり、近年においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等、個別の人権課題に関する法律が相次いで制定施行されている。	2	我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法及び市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約をはじめとする国際人権条約の下、部落差別の解消の推進に関する法律(【略】)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(【略】)及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(【略】)が制定されるなど、差別解消に向けた取組が進められてきた。	2	国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(【略】)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(【略】)及び部落差別の解消の推進に関する法律(【略】)が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。	3	国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(【略】)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(【略】)及び部落差別の解消の推進に関する法律(【略】)などの法律が制定され、各地方自治体においても地域の実情にあわせた更なる取組が進められています。	2	国においては、2016 年以降、障害を理由とする差別の 解消推進に関する法律 (【略】)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組推進関法律 (【略】)、部落差別の解消推進に関する法律 (【略】)、アイヌの人々誇りが尊重される社会 を実現するための施策推進に関法律 (【略】)及び 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様に関する国民の理解増進に関する法律 (【略】) が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。	3

No.	項目	京都府		井手町		綾部市		南丹市		亀岡市	
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例		井手町人権尊重のまちづくり条例		綾部市人権尊重のまちづくり条例		南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例		亀岡市人権尊重推進条例	
		(R7.4.1施行)	(順)	(R8.4.1施行)	(順)	(R4.4.1施行)	(順)	(R4.1.1施行)	(順)	(R6.4.1施行)	(順)
3	自治体の取組	京都府においても、これら人権尊重に関する現行法制の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権尊重の精神の涵養を図るとともに人権尊重の理念を広く府民に普及させるための施策を定め、実施するなど、国、市町村その他の関係機関等と連携して地域の実情を踏まえた取組を進めてきた。	3	井手町においても、この間、人権を尊重する社会の実現に向け、人権教育及び人権啓発の指針となる井手町人権教育・啓発推進計画を策定し、人権尊重を基本とした施策の推進に努めてきたところである。	3	綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要がある。	4	南丹市では、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。	4	本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言(現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言)をするとともに、同和問題(部落差別)の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例(【略】)、亀岡市犯罪被害者等支援条例(【略】)、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例(【略】)、亀岡市子どもの権利条例(【略】)を制定したほか、亀岡市パート ナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性犯罪被害者障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人の人権が尊重される社会実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。	2
4	国内の人権侵害の状況	しかしながら、現状をみるに、人権課題の生起がやむことはなく、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が存在しているといわざるを得ない。特に、近年の急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害については、その匿名性や情報発信の容易さ等の特性から、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済を図る施策の一層の推進が強く求められる実情にある。	4	しかしながら、依然として、人種、信条、性別、社会的身分、門地等によるあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)が存在しており、さらには、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化している。	4	しかし、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。	2	しかし、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在しており、これらは、国際化、情報化といった社会の急激な変化によってさらに顕在化しています。現代社会において、一人ひとりの多様性に対する理解も深まっていますが、一方では、これらに対し、関心を持たないことなどが要因となって、人権侵害の当事者となる可能性もあります。	3	しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。	4

No.	項目	京都府		井手町		綾部市		南丹市		亀岡市	
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例		井手町人権尊重のまちづくり条例		綾部市人権尊重のまちづくり条例		南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例		亀岡市人権尊重推進条例	
		(R7.4.1施行)	(順)	(R8.4.1施行)	(順)	(R4.4.1施行)	(順)	(R4.1.1施行)	(順)	(R6.4.1施行)	(順)
5	施策推進の必要性	また、府民が全ての人権の享有を妨げられず、平和で心豊かな社会を実現するためには、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重される必要があるが、そのためには、人権尊重の基盤となる社会の秩序が適正に保持されるとともに、全ての府民が自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重すべきであるという意識がより一層府民に浸透されることが必要である。	5	これらの人権問題については、差別を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、差別を行った者がその責任を負わなければならない。また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。	5			このことを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。	5	全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。	5
		こうした状況において、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進しなければならない。	6								
6	条例制定の意思表示	このような認識の下に、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。	7	私たちは、あらゆる差別は決して許されるものではないとの認識の下、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。	6	ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。	5	ここに、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。	6	このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。	6

人権条例 全体構成比較

R8.10.20

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
1	目的		第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、井手町(以下「町」という。)、住民及び事業者(以下「住民等」という。)の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別は決して許されるものではないとの認識の下、その施策に必要な事項を定め、もって、すべての住民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。	第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。	第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。
2	定義	第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 人権尊重の共生社会づくり 府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成することをいう。 (2) 人権尊重の共生社会づくり施策 人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策をいう。 (3) 推進計画 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条の規定による施策を策定し、及び実施するために府が策定する人権教育及び人権啓発に関する計画をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)住民 町内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。 (2)事業者 町内で事業活動を行う者をいう。 (3)差別 人種、信条、性別、社会的身分、門地、民族、国籍、年齢、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)障がい、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な扱い、排除、又は制限であつてあらゆる分野において、権利・利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。また、正当な理由なく人種等の属性を理由に、サービス若しくは機会の提供を受け入れないこと、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別的取扱いによるものをいう。		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。 (2)事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。 (2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
3	基本理念	第2条 人権尊重の共生社会づくりは、人権教育・啓発推進法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。 (1) 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。 (2) 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。 (3) 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。 (4) 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。 (5) 人権に関する相談に的確に対応するものであること。	第3条 あらゆる差別の解消を図るための施策及び住民等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 (1) 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。 (2) 対話を通じて差別の解消を図ることが重要であること。 (3) 差別の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。 (4) 差別の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。 (5) 差別を行った者がその責任を自覚すること及び差別を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。 (6) 差別を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。 (7) 差別の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。	第2条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。	第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。	第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。
4	差別の禁止		第4条 何人も、差別をしてはならない。			
5	表現の自由への配慮		第5条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。			
6	市(府)の責務	第3条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。	第6条第1項 町は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、町行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。	第3条 市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。	第4条第1項 市は、第1条の目的及び前条の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。	第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
7	国府(市町村)関係機関との協力・連携	第3条 2 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。 第4条 府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。	第6条第2項 町は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、京都府(以下「府」という。)、関係団体と連携・協力するものとする。		第4条第2項 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。	
8	市(府)民の責務	第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。 2 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めるものとする。	第7条「住民等」 住民等は、基本理念に基づき、基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、町が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するよう努めるものとする。	第4条 市民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。	第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。 2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。	第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。
9	事業者の責務			第5条 事業者等は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。		第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
10	推進計画 (基本方針)	第6条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を定めるものとする。 (1) 人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方 (2) 人権尊重の共生社会づくり施策の目標 (3) 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 (4) その他必要な事項 2 知事は、基本的事項を推進計画に定めるに当たっては、次条第1項の規定による懇話会における意見交換を行うほか、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。 3 知事は、基本的事項を推進計画に定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 4 前2項の規定は、推進計画に定められた基本的事項を変更する場合について準用する。	第8条 町は、第6条に規定する施策を行うに当たり、井手町人権教育・人権啓発推進方針(以下「推進方針」という。)を策定する。 2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。 (2) 人権相談体制に関すること。 (3) 人権施策の推進体制に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。 3 町は、推進方針の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。 4 町は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。	第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。	第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。 2 市長は、基本方針を定めようとするときは、第10条第1項に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。	第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項 (2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項 3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かなければならない。 4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。
11	調査の実施		第9条 町は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国及び府が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する住民の意識調査等を行うものとする。	第10条 市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。	第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。	
12	教育・啓発の実施		第10条 町は、推進方針に基づき、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。	第8条 市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。	第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。	第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり 条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を 認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
13	推進体制の 充実		第11条 町は、推進方針に基づく施策を効果 的に行うために、国、府等と連携を 図るとともに、推進体制の充実を図 るよう努めるものとする。	第7条 市は、人権尊重のまちづくりを推進 するための施策を総合的に企画し、 実施するために必要な体制を整備す るものとする。	第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相 談に応じるため、関係機関などと連 携し、相談の実施、情報の提供、その 他必要な支援など体制の充実に努め るものとする。	第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相 談に応じるとともに、必要な支援を 行うため、相談及び支援体制の推進 に努めなければならない。
14	相談業務		第12条 町は、差別を受けた者又はその親族 からの差別に関する相談(以下「相 談」という。)に応じなければならない。 2 町は、相談があったときは、次に 掲げる業務を行うものとする。 (1)必要に応じて関係機関と連携し て、助言、関係者間の調整その他の 必要な対応を行うこと。 (2)必要に応じて関係機関への通 告、通報その他の通知を行うこと。 3 相談に応ずる者は、職務上知り得 た秘密を漏らしてはならない。その 職を退いた後も同様とする。 4 町は、第2項各号の業務を円滑か つ効果的に行うために必要な人員を 確保するとともに、相 － 4 － 談に応ずる者に対し、同項各号の業 務の遂行に必要な知識及び技術を 習得させ、及び向上させるために必 要な研修を行うものとする。	第9条 市は、さまざまな人権問題に関する 相談に的確に応じるため、国及び京 都府等と 連携し、必要な相談体制等の充実に 努めるものとする。	【重複】第8条 「相談体制等の充実」	【重複】第9条 「相談・支援体制の推進」
15	〔申立て・助 言・あっせ ん〕 〔勧告〕 〔意見の聴 取〕 〔公表〕		第13条「申立て」 第14条「助言・あっせん」 第15条「あっせんに関する勧告」 第16条「意見の聴取」 第17条「助言・あっせん・勧告の状況 の公表」			

No.	項目	京都府	井手町	綾部市	南丹市	亀岡市
		京都府人権尊重の共生社会づくり 条例	井手町人権尊重のまちづくり条例	綾部市人権尊重のまちづくり条例	南丹市人権を尊重し多様性を 認めあうまちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
		(R7.4.1施行)	(R8.4.1施行)	(R4.4.1施行)	(R4.1.1施行)	(R6.4.1施行)
16	懇話会・審議会	第7条 知事は、人権尊重の共生社会づくり 施策の策定及び効果的な実施に関す る事項について専門的な知見を有す る者と府とが意見を交換するための 懇話会を開催するものとする。 2 府は、前項の規定による懇話会に おける意見交換の内容を参考とし て、人権尊重の共生社会づくり施策 を策定し、及び実施するよう努める ものとする。	第21条 町長は、次項各号に掲げる事項を行わ せるため、委員会を置く。 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさ どる。 (1)第14条第4項及び第5項並びに第1 7条第3項に基づき、町長から意見を聴 かれた場合において、これを調査し、意 見及び結果を答申すること。 (2)第20条第4項の規定により町長か ら報告を受けること。 (3)前2号に掲げるもののほか、第2章 に規定する差別の解消に向けた体制の 充実に関する事項及び前章に規定する 声明に関わる事項について、町長から意 見を聴かれた場合において、これを調査 し、意見及び結果を答申すること。 3 委員会は、委員5人以内で組織する。 4 委員は、人権に関する豊かな知識及び 経験を持ち、中立性及び専門性を有す る、学識経験者、団体の役員又は構成員 から、町長が委嘱する。 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委 員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員の再任は妨げないものとする。 7 前各項に規定するもののほか、委員会 の組織及び運営について必要な事項は、 規則で定める。		第10条 基本方針や人権施策などに関する重 要な事項を審議するため、南丹市人 権尊重のまちづくり審議会(以下「審 議会」という。)を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさ どる。 (1) 基本方針の策定及び変更につ いて審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長 の諮問に応じ、人権施策に関する重 要な事項を調査、審議すること。 3 審議会は、委員5人以内で組織す る。 4 委員は、市民及び関係団体の代 表者、専門的な知識を有する者、そ の他市長が認める者のうちから、市 長が委嘱する。 5 委員の任期は2年とする。ただ し、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 委員の報酬等の額は、南丹市特 別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例 (平成18年南丹市条例第74号) の定めるところによる。 8 前各項に規定するもののほか、審 議会の組織及び運営について必要な 事項は、規則で定める。	第10条 市長の諮問に応じ、本市における人 権尊重のまちづくりの推進に関し必 要な事項を調査審議するため、亀岡 市人権尊重推進審議会(以下「審議 会」という。)を置く。 2 審議会は、次に掲げる事項を調査 審議し、市長に意見を述べることが できる。 (1) 第7 条に規定する基本計画の策 定及び進捗管理等に関するこ と。 (2) その他、人権尊重のまちづくりに 必要な施策に関すること。 (組織等) 第11条 審議会は、委員10人以 内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 関係団体の役員又は構成員 (3) 公募の市民 (4) その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2 年とし、再任を 妨げない。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とす る。 4 前各項に規定するもののほか、審 議会の組織及び運営に関し必要な事 項は、規則で定める。
17	差別に係る 調査		第18条 「差別に係る調査」	【重複】第10条 「人権侵害の実態把握・人権施策の 策定実施に必要な調査」		
18	被害の救済					
19	その他		第19条「首長が申立ての相手方であ る場合」 第20条「声明」 第22条「守秘義務」 第23条「規則への委任」	第11条「委任」	第11条「委任」	